

土浦市水道公告第30号

一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年1月28日

土浦市長 安藤 真理子

1 入札対象業務	
業務番号	令和7年度水工配実委第6号
業務件名	新治浄・配水場送水管概略設計業務委託
業務場所	神立町地内外
委託概要	委託内容 1. ルート検討 Φ250～300mm 3ルート 2. 現地測量 一式 3. 試験掘業務 一式 令和8年3月30日まで (予定履行期間150日間)
委託期間	11,980,000円（消費税及び地方消費税を含まない）
最低制限価格	ア 「くじ」により開札時に決定 イ 本委託の最低制限基本価格は「建設工事(1)土木工事等」及び「建設コンサルタント業務等委託(6)その他((1)測量業務及び(3)土木関係建設コンサルタント業務)」として算出する。 (土浦市ホームページ内「競争入札における最低制限価格の設定について」参照)

2 競争参加資格

この工事の競争参加資格は、開札後に行う審査の時点において次の要件を全て備えている者とする。

(1) 入札参加資格	ア 令和7・8年度の土浦市における測量及び土木関係建設コンサルタント業に係る競争入札参加資格の認定を受けていること。 イ 測量法に規定する測量士が所属し、測量業者の登録を有すること。
(2) 営業所の所在地	茨城県内に本店、支店、営業所等のいずれかを有すること。法人以外の場合は代表者が茨城県内に住民登録を有すること。
(3) 経営事項審査	なし
(4) 同時落札制限	なし
(5) 技術者の配置	管理技術者として、技術士（総合技術監理部門「上水道及び工業用水道」又は上下水道部門「上下水道及び工業用水道」）を配置できること。ただし、直接的な雇用関係にあるものとする。
(6) 共通事項	入札公告共通編による。(1参照)

3 設計図書等の閲覧

閲覧期間・方法	入札公告共通編による(2参照)
---------	-----------------

4 質疑及び回答

(1) 質疑受付期間	公告日から令和8年2月5日(木)午後5時まで
(2) 回答方法	令和8年2月9日(月)に土浦市ホームページに掲載する。
(3) 共通事項	入札公告共通編による(3参照)

5 入札方法等	
(1) 入札方法	電子入札システムによる入札
(2) 参加資格確認申請 受付期間	<p>ア 受付開始 令和8年1月29日（木）午前9時 イ 受付締切 令和8年2月9日（月）午後5時 ※ 土日祝日を除く。</p>
(3) 入札書の受付期間	<p>ア 受付開始 令和8年2月10日（火）午前9時 イ 受付終了 令和8年2月19日（木）午後5時 ※ 土日祝日を除く。</p>
(4) 入札時の添付書類	
(5) 共通事項	入札公告共通編による（5参照）

6 入札（開札）	
(1) 入札（開札）日時	令和8年2月24日（火）午前10時00分
(2) 入札（開札）場所	土浦市役所水道課（大町庁舎）

7 落札候補者の決定	
入札公告共通編による。（9参照）	

8 落札者の決定	
(1) 競争参加資格を証明する書類の提出	<p>ア 個別公告に定める提出書類</p> <p>① 測量法第55条の5に規定する測量業者の登録を証明する書類の写し ② 測量法第49条に規定する測量士の登録を証明する書類の写し ③ 測量士を雇用していることを証明する書類（雇用証明書） ④ 管理技術者（及び照査技術者）配置予定届 ⑤ 管理技術者が、技術士（総合技術監理部門「上水道及び工業用水道」又は上下水道部門「上下水道及び工業用水道」）の資格を有する者であることを証明する書類（資格者証の写し等） ⑥ 管理技術者を雇用していることを証明する書類（雇用証明書）</p> <p>イ 提出書類・方法等</p> <p>入札公告共通編による（10参照） FAX :029-823-8410 mail:suidou@city.tsuchiura.lg.jp</p>
(2) 落札者の決定方法	入札公告共通編による。（11参照）

9 入札保証金及び契約保証金	
入札公告共通編による。（12参照）	

10 支払条件	
(1) 前金払、中間前金払	当該契約金額の30%以内（請求にあたっては保証事業会社の保証を要する。）
(2) 部分払	なし

11 その他	
(1)	入札に参加するために必要な資格等については、本入札公告に定めるもののほか、入札公告共通編によるものとする。入札公告共通編については、下記のアドレスに公告する。 URL https://www.city.tsuchiura.lg.jp/shigoto-sangyo/nyusatsu-keiyaku/ippankyoosonyusatsukoukoku/page008517.html
(2)	契約にあたっては、契約書の作成を要する。